

第234回むつ市議会定例会報告（11月28日（火）～12月21日（木））

1. 一般質問 12月7日（木）～12月12日（火） ※ 教育委員会関係

質問者 11番 佐賀英生 議員

質問事項：教育行政について

(1) いじめ件数の昨年度との比較について

質問の要点：本市における平成28年度と平成29年度のいじめの件数について

【答弁概略】

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されております。

また、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものであることを十分に認識するとともに、適切で迅速な対応と未然防止のための対策が必要となります。

当市における、いじめ件数につきましては、昨年度は20件、今年度は、4月から11月末現在までで9件となっております。一昨年までのいじめ件数は2、3件でしたが、軽微ないじめも積極的に報告するようになったことから、件数は増加傾向にあります。

なお、いじめ件数が増加傾向にあることは、それだけ学校が積極的にいじめ問題に取り組もうとしている表れであると認識しております。

(2) いじめ防止対策について

質問の要点：各学校、むつ市教育委員会のいじめの未然防止について

【答弁概略】

小・中学校では、各校で策定した「学校いじめ防止基本方針」に従い、校長のリーダーシップのもと、学校の実情に応じた取組を推進しております。

具体的な取組といたしましては、一つ目は教育相談の実施であります。学級担任等が定期的に個別面談を行い、いじめの芽となる人間関係の悩みや不安等を直接教師側へ伝えやすいように配慮して行っております。

二つ目は、いじめ等に関するアンケートの実施であります。いじめの有無やいじめを目撃したことの有無等について、児童生徒のプライバシーに配慮した上で、学期に1回程度実施しております。

三つ目は、学校環境適応感尺度「アセス」の実施であります。これは、質問事項に回答することで、児童生徒の環境適応感を測るもので、孤立傾向や人間関係のつまずき等を把握する有効な手段の一つとなっております。

一方、教育委員会といたしましては、「むつ市いじめ防止基本方針」に基づき、広報、研修、啓発、点検の4本柱で取り組んでおります。

広報活動としては、教育委員会で作成したリーフレットを各小・中学校の教職員・保護者すべてに配付し、いじめ防止の周知を図っております。

研修活動としては、学校教職員を対象に、「いじめ・不登校対策研修講座」

を開催し、いじめ防止のための対策や対応に関する資質向上に努めております。

啓発活動としては、毎年11月を「いじめ防止月間」とし、いじめを生まない学校づくりに向け、「むつ市いじめ防止宣言フォーラム」を開催しております。

点検活動としては、むつ市いじめ問題対策委員会を開催し、いじめ防止基本方針が適切に機能しているか等、不断の見直しをしております。

(3) 不登校の児童生徒数の昨年度との比較について

質問の要点： 本市における平成28年度と平成29年度の不登校の児童生徒数について

【答弁概略】

「不登校児童生徒」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた児童生徒であります。

当市における昨年度の小・中学校の不登校児童生徒数は、50名でした。今年度は、4月から10月末現在、42名となっております。ピークである平成22年度は100名の不登校児童生徒数でしたが、各中学校ブロック毎で先生方が情報交換・情報共有をし、きめ細かな対応をしていることに加え、学校・家庭・地域が一体となった取組を行ったことで、ここ数年は半数以下で推移しております。

(4) 不登校対策について

質問の要点： 各学校、むつ市教育委員会の不登校対策について

【答弁概略】

市内小・中学校では、不登校児童生徒の減少に向けた取組を各校の実態に合わせて行っており、児童生徒の自己肯定感を高める指導、楽しくわかる授業づくり、温かい人間関係づくり等の予防に努める他、早期発見・早期対応に努めていただいております。

教育委員会といたしましては、各学校から要請があった場合、担当指導主事や教育相談員を派遣するとともに、様々な悩み事に対応する相談窓口である「むつ市教育相談室」を設置する等の対応をしております。

また、不登校児童生徒の学校復帰を目指し、教育相談員や自立支援相談員6名による適応指導も行っております。

(5) いじめ防止宣言フォーラムの継続について

質問の要点： 次年度以降のいじめ防止宣言フォーラムの予定について

【答弁概略】

市内には9つの中学校ブロックがあり、平成26年度から9年かけて、全ブロックで本フォーラムを開催したいと考えております。

第5回目となる平成30年度は、川内中学校ブロックで実施する予定となっております。

これまでのフォーラムでは、いじめ防止の標語コンクール、いじめ防止のテーマソング、いじめ防止に関する行動宣言を採択するなどして、いじめ根絶に向けた児童・生徒会活動に対する理解を深めるとともに、児童生徒をいじめか

ら守り、市民総がかりでいじめ防止に取り組むという意識の啓発を図ることができたと認識しております。

むつ市総合経営計画及びむつ市教育大綱においても、夢を育む教育を掲げ、生徒指導の充実や豊かな心の育成に向け取り組むこととしていることから、教育委員会といたしましては、今後も引き続き、各学校と連絡を密に取り、いじめの予防といじめの解消に努め、学校からいじめや不登校の報告があった場合や保護者からの相談があった場合には、迅速かつ適切に対応してまいります

質問者 4番 工藤祥子議員

質問事項：就学援助制度について

- (1) 小学校入学児に対しても入学準備金を入学前に支給すべき

質問の要点： 国の要保護児童生徒への援助費等に係る補助金交付要綱が改正され、補助金の対象の範囲が「就学予定者」も対象となったことから、準要保護世帯の小学校入学児童に対しても、入学準備金を入学前に支給できないのか

【答弁概略】

平成28年度における当市の準要保護世帯への就学援助制度の対象人数は、全児童生徒数4,404人中、459人で、就学援助費は総額で約4,280万円となっております。

認定基準といたしましては、市民税の所得割が非課税であることのほか、所得者が無職となった世帯、災害等で被災してから1年以内の世帯等があり、市民税が確定する入学後の6月に、これらの基準をもとに認定作業をおこない、7月に支給しております。

そのうち、中学生につきましては、今年度の新1年生から、新入学学用品費を入学前の3月に支給しているところであります。

一方、小学生につきましては、入学前に、先ほど御説明いたしました認定基準となる市民税の課税状況や、世帯の被災状況等の把握が困難なことから、入学前の支給には至っておりませんでした。

このような中、本年3月に国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」の一部改正により、補助金の対象の範囲が従来の「学齢児童・生徒」に加え「就学予定者」も対象となったところであります。

このようなことから、本来、今回の改正は、要保護世帯の児童が対象ではありますが、準要保護世帯につきましては、市の裁量により認定基準、援助費目などを定めて実施できますことから、小学校入学時の市民税の所得割を基準として、今後、研究してまいります。

質問者 24番 岡崎健吾議員

質問事項：教育について

- (1) 学校現場でのJアラートへの対応について

質問の要点： Jアラート発信時の対応について、学校現場では、どのように指導しているのか

【答弁概略】

8月29日の早朝に、北朝鮮の弾道ミサイル発射に伴う最初の全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートが発信された際、教育委員会ではその日のうちに各学校に文書を配付し、安全指導の徹底について依頼いたしました。

主な指導内容につきましては、内閣官房「国民ポータルサイト」に示されている情報を参考とし、第一に、自宅などの屋内にいる場合は、窓から離れるか窓のない部屋に移動すること。そしてテレビ等で最新の情報を得ること。第二に、学校にいる場合は、教員の指示により、迅速に校内の安全な場所に避難すること。第三に、登下校中は、できるだけ頑丈な建物の中に避難するか、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るなどの避難行動をすること。そして学校は、状況に応じてメール配信などで各家庭への連絡を行ったり、通学路の巡視等を行ったりすること。などでございます。

9月15日の早朝に、2度目のJアラートが発信された際には、朝の通学の時間帯ではありましたが、1度目の時に行われた指導が生かされ、児童生徒はミサイルの通過を確認した上で、ほぼ混乱することなく登校することができております。

一方で、教育委員会では、むつ市総合経営計画及びむつ市教育大綱に基づき、6月から進めておりました学校危機管理マニュアルの改訂作業において「武力攻撃・弾道ミサイル等への対応」を追加しており、9月26日には市内全小・中学校から職員を招集して、危機管理マニュアル説明会を開催しております。その際、各学校の危機管理マニュアルを見直し、災害を含めた様々な状況に応じて最適な避難行動をとることができるよう依頼したところであります。

11月末には、県から新たに発行された避難行動のリーフレットを送付し、最新情報を提供するとともに、冬休みの安全指導に関する通知にJアラートに関する対応を加えております。

今後も、児童生徒の生命を守るための指導に最善を尽くしてまいります。

(2) 川内地区のスクールバスについて

質問の要点： 児童・生徒数の減少や小中学校の併設など、スクールバスを運行する環境は大きく変化している。地域の通学状況を再確認することにより、児童・生徒の安全確保が図られると思うので、スクールバスの運行について保護者との協議をしていただきたい

【答弁概略】

教育委員会では、学校の統廃合により遠距離通学となる児童生徒の身体的、精神的負担の軽減を図ること及び通学時の安全確保を目的に、統廃合された学校の通学区に居住する児童生徒を対象とし、スクールバスの運行を行っております。

また、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」において、適正な学校規模の条件として、「通学距離が、小学校にあっては、概ね4km以内、中学校及び義務教育学校にあっては概ね6km以内であること。」とされております。

遠距離通学とは、それ以上の距離と考えているところではありますが、統廃合により通学する学校の変更を余儀なくされる児童生徒につきましては、保護者からの要望も踏まえ、この適正な学校規模の範囲内の通学距離であってもスクールバスの利用を認めているところでございます。

このように、統廃合の際に保護者や地域の皆様と御相談させていただきながら決定したスクールバスの運行であります。少子化による児童生徒の減少など状況が変化しており、それは他の地区においても同様となっております。

今後は、児童生徒の安全を第一に考え、地域の実情や保護者の御意見を伺いながら、スクールバスの運行について、改めて検討してまいりたいと考えております。

(3) 就学援助について

質問の要点： 国の要保護児童生徒への援助費等に係る補助金交付要綱が改正されたが、準要保護児童生徒についても平成30年度から適用できるよう検討できないか

【答弁概略】

就学援助につきましては、工藤議員の御質問に対する答弁と重複いたしますが、中学生につきましては、今年度の新1年生から、新入学学用品費を入学前の3月に支給いたしております。

小学生につきましては、入学前に認定基準となる市民税の課税状況や、世帯の被災状況の把握が困難なことから、入学前の支給には至っておりませんでした。

しかしながら、本年3月に国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」が一部改正され、補助金の対象の範囲が、従来の「学齢児童・生徒」に加え「就学予定者」も対象となったことを踏まえ、小学校入学時の市民税の所得割を基準として、今後、研究してまいります。

《再質問》

説明の内容： 準要保護児童生徒の割合及び、就学援助費は増加しているか。
また、小学校におけるランドセル使用は義務化しているのか。

【答弁概略】

準要保護対象となる児童・生徒の割合については、小・中学校合わせた対象人数につきましては、平成26年度は全児童生徒数4,724名中457名で、割合は9.67%、平成27年度は、全児童生徒数4,582名中507名で、割合は11.07%、平成28年度は、4,404名中459名で、割合は10.42%となっております。

また、就学援助費につきましては、平成26年度は4,323万9,852円、平成27年度は4,830万5,488円、平成28年度は4,280万600円となっております。

就学援助費の増減につきましては、児童生徒数が減少傾向にある中で、割合は10%程度で推移していることから一概に毎年度増額しているということではありません。

次に、小学校でのランドセルの使用については、市内の小学校13校に確認いたしましたところ、義務化している小学校はありませんでした。

しかしながら、児童の登下校時の安全を考慮し、背中に背負うものを使用することが慣例となり、ランドセルを使用している児童が多くなっているものと思われま。

質問者 13番 鎌田 ちよ子 議員

質問事項：子どもの健全育成について

- (2) 生活困窮世帯への学習支援について
※本質問については、保健福祉部で答弁
《再質問》

説明の内容： 次代を担うプラチナ人財育成プロジェクトの中の「むつ市未来人材育成奨学金プロジェクト」はどのようなものなのか

【答弁概略】

「むつ市未来人材育成奨学金プロジェクト」は、むつ市総合経営計画に「地元から医師を目指す人材の育成」として掲げ、市内高等学校からの医学部医学科入学者3人を目標に取り組んでいるところであります。

この奨学金は、当市の深刻な医師不足の状況を改善するため、むつ市から医師をめざす人材の育成を図り、ゆくゆくはむつ市に戻り地域医療に貢献するといったサイクルを作ることにより、地域からの医師の流出に歯止めをかけ、地域に定着する医師の増加に資すること、及び、市内の高等学校の学力の向上に資することを目的に創設しております。

対象者は、市内の高等学校を卒業した方で、平成29年度以降に大学の医学を履修する課程に入学し、修学する方、このどちらの要件も満たす方で、助成金額は年額50万円となっております。

質問事項：教育環境の整備について

- (1) 教育のIT化に向けた環境整備の現状について

質問の要点： 学習指導要領の改訂を受け、2020年度から小学校で必修化されるプログラミング教育について、どのように考えているか

【答弁概略】

現在、市内小・中学校のコンピュータ教室には総数で686台パソコンを整備し、児童・生徒6.2人につき1台の割合で使用しており、その割合は全国平均と同じとなっております。

コンピュータ教室においては、パソコンの基本的な操作方法をはじめ、情報モラルや情報セキュリティ等を学んでおります。

今回の学習指導要領の改訂により、2020年度から論理的な思考力を養うことを目的に、小学校でプログラミング教育が必修化されました。

この教育では、論理的に考えていく力である「プログラミング的思考」を育む活動が重視されます。

例えば、理科の時間において、電気製品と、内蔵されるコンピュータに動きを指示するプログラミングとの関係を考え、その良さに気付かせる学習が考えられます。

また、図画工作科の時間においては、児童が自分で表現したものを、プログラミングを通してコンピュータに伝え、意図した動作をさせる学習も考えられます。

なお、取り上げる教科や単元については、各小学校が実情等に応じて、位置付ける学年や教科を設定いたします。

また、既に必修化されている中学校では、技術・家庭科において、小学校の学習内容を踏まえた学びへと発展させることとなります。

教育委員会では、平成25年度から教員を対象としたICT活用講座を実施

し、民間企業などの外部の協力も得ながら、タブレット端末の操作方法をはじめ、ICTを活用した授業の紹介、情報提供等を行い、指導力向上に向けて取り組んでおります。

また、来年度以降、実際に動かしながらプログラミングを学習できる「プログラミングロボット」の導入を検討しており、児童生徒が楽しみながら試行錯誤し、主体的に学ぶ力を育めるような教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、関根中学校には、校舎新設に伴い、今年度より先行してタブレット端末を導入しております。この取組が、調べたり発表したりする学習活動の充実など、新学習指導要領で目指す「主体的・対話的で深い学び」へとつながっていくよう、その授業実践の効果を検証し、市内各校へと広げていきたいと考えております。

今後も、むつ市教育大綱にもありますとおり、昨今の高度情報化に対応できるよう、多様な専門性を身に付けた教職員の育成に努めることにより、先進のICTの活用について積極的に推進してまいりたいと考えております。

質問者 5番 横 垣 成 年 議員

質問事項：教育について

(1) むつ市海と森ふれあい体験館について

質問の要点：① 館長以外に同じ方が2年間勤務していたのかどうか、同館の過去2年間の職員の雇用状況を聞く

② 同館は定休日以外滞りなく開館をしていたのかどうか、過去2年間の状況を聞く

【答弁概略】

本施設は、海、山等の豊かな自然を活用した地域住民の生涯学習の場や、地域を担っていく子どもたちの総合学習の拠点とすることなどを目的に設置した施設であり、むつ市総合経営計画におきましても、「社会教育の充実」として位置付けられているところであります。

下北ジオパークの中で川内ジオサイトに位置する本施設は、陸奥湾を臨み、豊かな森や川が身近にある、ジオパーク教育を推進する本市において、自然教育の拠点としての役割が期待されております。

施設の運営形態は、指定管理者制度を導入しており、現在、特定非営利活動法人シェルフオレスト川内に管理運営をお願いしております。

まず、施設の職員の雇用状況についてであります。館長以外に常勤で雇用された職員はおりませんでした。平成27年度に雇用されたパート職員のうち複数の方が、短期間ではありますが、引き続き平成28年度も勤務しております。

次に、施設の開館状況についてであります。指定管理者に確認したところ、平成27年度は悪天候により、平成28年度は出張や会議等でスタッフが不在となった場合に、やむなく休館日以外にも閉館したことがあったとのことですが、その他の管理運営につきましては、適切に行っているものと考えております。

(2) 小学校の外国語活動、外国語科について

- 質問の要点：① 2020年から始まる外国語活動、外国語科は教師・子供の負担増が予想されることから実施すべきでないとするが、教育委員会の考えはどうか
- ② 外国語活動・外国語科は現在の体制で行われるのか、教師の増員も合わせて行われるのか。教師の更なる負担とはならないのか
- ③ 外国語活動・外国語科が、子供の更なる負担とはならないのか
- ④ 外国語活動・外国語科の先行実施及び移行措置をするのか

【答弁概略】

外国語活動、外国語科の実施については、本年3月に告示された新学習指導要領において、外国語活動が3・4学年から、外国語科が5・6学年から実施されることとなりました。

こうした外国語教育の充実にはグローバル化の急激な流れを受け、英語によるコミュニケーション能力が生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定されること、そしてグローバル社会で活躍できる人材を育成するためには、今まで以上にその能力向上が必要であることが、背景にあるものと捉えております。

外国語活動、外国語科ともに、全ての公立小学校において実施されることとなりますので、3学年から6学年で、現在より週当たり1時間ずつ授業時間が増えますが、そのことが先生方や子供たちへの負担となることがないように、市として必要な支援策について検討しているところであります。

次に、指導体制については、現在の体制で行われることとなっており、外国語活動、外国語科実施に伴う教員増の情報はございません。

現在5・6年生が行っている外国語活動は、学級担任や外国語指導助手が主となって指導しており、今年で7年目を迎えました。国や県では、指導力の高い中核教員を指導者として、研修等を進め、各校の体制整備に努めております。

外国語指導助手の活用については、現在、2名の外国語指導助手を市内13小学校に訪問させておりますが、今後、学級数や授業時間に応じた訪問計画の見直しを図るとともに、外国語科が完全実施となる2020年度以降の訪問体制の一層の充実についても検討してまいりたいと考えております。

教員研修につきましては、むつ市教育研修センターで「外国語活動・英語授業づくり講座」を開催し、小・中学校の円滑な連携を重視し、研修を実施してきました。今後は、特に小学校の外国語活動、外国語科の指導法に重点を置き、研修を実施したいと考えております。

指導教材につきましては、現段階では、国から5・6学年新教材が示されており、先生方が実際に授業で使う英語の表現や留意点など、きめ細かな内容が盛り込まれています。今後発表される1時間ごとの指導計画と併せて、教材の効果的な活用に関する研修も行ってまいります。

また、子供への負担についてであります。これまでの外国語活動は、外国語の表現に慣れ親しむことをねらいとして実施されてきました。平成26年に行われた小学校外国語活動実施状況調査では、外国語活動の授業や英語について、肯定的な考えをもつ児童の割合は約7割ありました。また、外国語を使ってコミュニケーションを図ろうとする態度が積極的になったなど、指導の成果や変容が見られたと考えている小学校教員が8割近くおりました。

こうしたことから、活動を通して外国語での表現に慣れ親しむという外国語活動のねらいは、一定の成果をあげてきたと捉えることができます。

今回の授業時間の増加は、子供たちが負担感を感じることにつながるという見方もある一方で、新教材を活用しながら、体験的な活動や慣れ親しんだ表現を使う活動を時間をかけ丁寧に行い、「わかる・できる」授業を実現することで、より多くの児童が達成感を持つことができるという見方もあると考えております。

外国語活動、外国語科の実施につきましては、平成30年度、31年度の2年間で移行措置期間として設定されており、全ての公立小学校の3年生以上で外国語活動を行うこととされております。3・4学年で年間15時間、5・6学年で年間35時間多く外国語活動を行うこととなります。

教育委員会といたしましては、先生方や子供の負担感の軽減も念頭に置き、各校に対して必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

(3) 子どもたちを追い立て追いつめる教育から学ぶ喜びと希望を育む教育への転換について

質問の要点： 学ぶ喜びと希望を育む教育への転換をすべきと考えるが、教育委員会の考えはどうか

【答弁概略】

むつ市教育大綱では、「子供たちの夢や希望の実現のため、その基盤としての学力向上に資するよう授業の充実を図る」と示しております。

教育委員会では、この教育大綱を踏まえ、昨年度、新たな「むつ市教育プラン」を策定し、今年度から5か年の学校教育の方針を掲げました。

この教育プランでは、「変化が著しく将来の予測が困難な時代にあっても、子供たちが自信を持ち、夢の実現に向かい人生を切り拓くために必要な力を確実に育むこと」を基本的な考え方の一つとしております。

これは、「グローバル社会で生き抜く力を育成すること」と「一人一人の社会的・職業的自立に向け、社会の中で自分の果たすべき役割と自分らしい生き方を考えさせること」の両方の意味が含まれております。すなわち、活躍の場はそれぞれであっても、目指すところは、子供一人一人が自ら人生を切り拓く力を身に付けさせることであります。

その目的を達成するため、むつ市内各小・中学校では、目指す児童生徒像を明確にし、学校や地域の実情に応じた特色ある教育活動を展開しています。

また、一人一人の児童生徒が学ぶ喜びを得られるよう、日々「面白いと感じる授業」「わかる授業」の実践や、家庭学習などの学習習慣の形成に力を入れています。そして、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせるために、授業改善に努めると共に、少人数指導や複数の教員によるチーム・ティーチングなど多様な指導や補充学習にも取り組んでおります。

今後も、むつ市教育大綱とむつ市教育プランに基づいて学校教育を進めていくことが、児童生徒が学ぶ喜びや将来への希望を持つことにつながるものと考えております

質問者 23番 菊池光弘 議員

質問事項：防災・減災について

(2) 学校施設の「長寿命化」について

質問の要点： 長寿命化計画はあるのか

【答弁概略】

全国に現存する公共施設の4割を占める学校施設のうち、公立小中学校施設については、建築後25年以上を経過した建物が保有面積の7割を占めるなど、老朽化が深刻な問題となってきております。

文部科学省では、限られた予算で出来る限り多くの学校について、安全面や機能面の改善を図ることが喫緊の課題であることから、平成27年4月に学校施設の長寿命化改修の手引きを作成し、先進事例の紹介や説明会を開催するなど、長寿命化の推進を図っております。

学校施設における長寿命化改修とは、老朽化対策を効率的かつ効果的に進めるための新しい改修方法であり、従来のように建築後40年程度で建て替えるのではなく、コストを抑えながら建て替えと同等の教育環境の確保を可能とするものです。

長寿命化改修のメリットは、工事費用の4割程度縮減、工期の大幅な短縮、トイレや内外装など教育環境の健全化や、解体工事に伴う廃棄物量の低減などがあります。

また、長寿命化改修には国庫補助制度が設けられており、対象建物は建築後40年以上経過したもの、今後30年以上使用する予定のもの、耐力度調査により改修を要すると判断されたものなどの条件を満たす必要があります。

なお、補助率は3分の1と設定されております。

当市において、建築後40年以上経過した小中学校は22校のうち第一田名部小学校、第二田名部小学校、関根中学校、大畑中学校の4校となっております。

建設中の関根中学校以外の3校は、平成23年に耐震改修工事が完了しておりますほか、その他の小中学校につきましても、耐震補強が必要な小中学校は、全て改修工事が完了しており、耐震性能は確保しております。

将来的な計画につきましては、2020年度までに策定を予定しておりますむつ市長寿命化個別計画や立地適正化計画をもとに、学校規模や実施時期を見極め、長寿命化について工事内容や工事方法など、研究して参りたいと考えております。

今後は、むつ市教育大綱の教育環境の整備に掲げてありますとおり、校舎の長寿命化を図るとともに、課題の解決に向けた施設の維持・整備を務め、すべての子供たちにとって快適な学習環境の整備に努めてまいります。

質問事項：子どもの貧困と食について

(1) 学校給食費について

質問の要点： 学校給食費と給食費の未納率について

【答弁概略】

学校給食費として保護者に負担していただいている経費は、給食に使用する食材の実費であり、今年度の金額は、小学校は1食あたり平均301円、年平均58,697円、中学校は1食あたり平均325円、年平均61,899円となっております。

給食費の未納については全体の約0.3%となっております。

(2) 学校給食無償化について

質問の要点： 子どもの貧困への対策の一つとして、学校給食費を無償にする考えはないか

【答弁概略】

学校給食の実施に当たりましては、学校給食法において「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する人件費及び施設設備の修繕費を設置者の負担とする。」また、「その他の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とする。」と定められており、本市におきましても法に基づいた経費負担により学校給食の運営を行っております。

先程申し上げましたとおり、学校給食費として保護者に負担していただいている経費は、給食に使用する食材の実費であり、基本的には受益者負担の考え方によるものであることを御理解いただきたいと存じます。

しかしながら、家庭の経済状態によっては、生活に困窮している家庭もありますことから、生活保護を受給している家庭には教育扶助費として、また、経済的に困窮していると認められる家庭に対しましては、就学援助施策として学校給食費を給付しております。

全国的に見ますと、少子化や子育て支援対策として給食費の無償化を実施している自治体もございますが、現在のところ、全国的な無償化の流れというまでには至っていないものと考えております。

仮に、本市において給食費の無償化を実施した場合、平成29年度の学校給食費の実績額から試算いたしますと、教職員分と就学支援等他制度からの給付分を除いた年額およそ2億2,000万円が一般財源として必要となります。

教育委員会といたしましては、基本的に「食」の部分につきましては受益者負担の考え方が適切であろうと考えておりますし、また、その中であっても生活に困窮している家庭に対しましては、支援を継続して、安全で安心な給食の提供に努めてまいります

質問者 14番 中村正志 議員

質問事項：教育行政について

(1) 大学入試改革「大学入学共通テスト」への対応について

質問の要点： 「大学入学共通テスト」に向けて、本市も早い取組が必要ではないか

【答弁概略】

2020年度より実施される「大学入学共通テスト」は、従来までの、知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、思考力・判断力・表現力を中心に評価を行うことを目的としております。

そのため、マークシートによる択一式問題に加え、国語と数学で「記述式問題」が導入され、英語においては、外部検定試験を活用し、従来の「読む」「聞く」に「話す」「書く」を加えた4技能を評価することとなります。この「大学入学共通テスト」は、現在の中学校3年生からが対象となることから、むつ市総合経営計画における「夢を育む教育」の「弘前大学教育学部との

連携」による、各教科の授業づくり講座や、学校訪問等を通して、思考力・判断力・表現力を高めるための授業改善を図るよう、指導・助言に努めております。

また、同計画の「学力の向上」の一環として、学校教育課で作成している「活用型問題集・ドリームワーク」では、決められた字数に従って考えを書く問題や、複数の資料から情報を読み取って考えをまとめて書く問題、計算等の解き方を記述する問題等の「記述式問題」を取り入れ、各学校で活用していただいております。

英語の指導につきましては、「外国語指導助手派遣事業」により、各学校に外国語指導助手を派遣し、小学校では、5・6年生での外国語活動を通して英語に慣れ親しませております。

また、外国語指導助手を講師として、6年生の希望者を対象に、小学校英語のまとめと中学校英語への橋渡しを目的に、英会話ワークショップ”Enjoy English”を開催しております。

中学校では、英語科の教員が、外国語指導助手と共に、原則として、英語で授業を進めております。

平成31年の全国学力・学習状況調査では、英語が導入され、「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を評価するとされております。

したがって、小学校から大学までの一貫した英語教育改革が推進されている中、日常の授業においても、4技能に係るコミュニケーション活動をより充実させ、大学入試改革後の「大学入学共通テスト」にも十分対応できる学力の土台となる力を、小・中学校で身に付けられるよう指導してまいります。

(2) 新学習指導要領への対応について

質問の要点： 新学習指導要領への対応に関わる本市の取組は、どうなっているのか

【答弁概略】

新学習指導要領は、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から実施となります。

今回の改定では、小学校において、情報活用能力育成の一つとしてプログラミング教育が、また、小学校3・4年では外国語活動、5・6年では外国語科が新たに導入されることになりました。

はじめに、プログラミング教育についてですが、目的は、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせることを通じて、論理的な思考力を育むことにあります。

取り上げる教科や単元についての制限はなく、各小学校が実情等に応じて実施することとなります。

教育委員会では、教員を対象としたICT活用講座を、民間企業など外部の協力も得ながら実施しておりますので、今後も指導力向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小学校3・4年での外国語活動と、5・6年での外国語科の導入についてですが、これは急速なグローバル化への対応として、コミュニケーション能力の育成をねらいとする小中の円滑な接続を目指した外国語教育の推進が背景にあります。

3・4年から外国語活動を導入し、「聞くこと」、「話すこと」の学習を通じて

外国語に慣れ親しませた上で、5・6年の外国語科で「読むこと」、「書くこと」を加えることにより、中学校への接続を重視することとなりました。

そして、2020年度の完全実施に向けて、30年度からの2年間は、移行措置期間となります。

この期間中、3・4年の学習は、新たに年間15時間を確保し、外国語活動として実施されます。

5・6年の学習は、従来の外国語活動の35時間に、新たに15時間を加え、年間50時間を確保して外国語科の内容を一部取り扱うこととなります。

完全実施となる2020年度からの時間数は、3・4年の外国語活動は年間35時間、5・6年の外国語科は年間70時間となります。

教育委員会といたしましては、「外国語活動・英語授業づくり講座」において、教職員の指導力向上を図るとともに、外国語指導助手と連携した授業を充実させたりするなど、より一層の指導体制づくりに努めてまいります。

新学習指導要領では、小・中・高の一貫した英語教育の充実が示されておりますので、本市においても外国語教育を充実させ、むつ市教育大綱に示されている「主体的に社会・世界と関わりながら未来を切り拓いていく子供」を、育てていきたいと考えております。

(3) 学校ICT化の現況について

質問の要点： 学校ICT化に関わる本市の現況は、どうなっているのか

【答弁概略】

現在、市内小・中学校のコンピュータ教室には総数で686台のパソコンを整備し、児童・生徒6.2人につき1台の割合で使用しており、これは全国平均と同じ割合となっております。

コンピュータ教室においては、パソコンの基本的な操作方法をはじめ、情報モラルや情報セキュリティ等を学んでおります。

今回の学習指導要領の改訂により、2020年度から小学校でプログラミング教育が必修化されました。

当市では、来年度以降、実際に動かしながらプログラミングを学習できる「プログラミングロボット」の導入を検討しており、児童生徒が楽しみながら試行錯誤し、主体的に学ぶ力を育めるような教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、関根中学校には、校舎新設に伴い、今年度より先行してタブレット端末を導入しております。この取組が、調べたり発表したりする学習活動の充実など、新学習指導要領で目指す「主体的・対話的で深い学び」へとつながっていくよう、その授業実践の効果を検証し、市内各校へと広げていきたいと考えております。

2. 議案審議 12月13日(水)

●議案第79号 指定管理者指定(むつ市海と森ふれあい体験館)

質疑： 人件費の個別の支払い予定額は？

【答弁概略】

来年度からの指定管理者の管理運営の中で決められるものであり、現段階では明確になっておりません。

●議案第92号 平成29年度むつ市一般会計補正予算

教育委員会関係

- ・子ども夢育英基金事業費
- ・関根中学校整備事業費

※質疑なし

⇒ 12月21日、原案可決

※ なお、12月12日及び13日に大畑小学校の給食への異物混入、12月21日には近川中学校の給食への異物混入に関する行政報告を行っていますが、12月22日開会の「第684回むつ市教育委員会」において、報告していますので、省略とさせていただきます。